



鳥取県公報

平成 28 年 12 月 22 日(木)
号外第 1 1 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例 (54) (政策法務課) 6 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例 (55) (参画協働課) 9 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 (56) (人事企画課) . . . 11 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例 (57) (子育て応援課) 15 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例 (58) (医療指導課) . . . 17 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (59) (住まいまちづくり課) 18 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (60) (会計指導課) 19 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (61) (〃) 21 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び鳥取県警察署協議会条例の一部を改 正する条例 (62) (警察本部警務課) 22 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (63) (警察本部運転免許課) 24
◇ 規 則	鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正す る規則 (59) (参画協働課) 29 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則 (60) (医療政策課) 30
◇ 告 示	鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院の一部改正 (754) (医療政策課) 32 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則による病院の指定の一部改正 (755) (〃) 33 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則による指定病院等及び特定診療科の指定の一 部改正 (756) (〃) 34

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

県、市町村及び県民等（県民及び県内に事務所を有する法人その他の団体（県及び市町村を除く。）をいう。以下同じ。）の保有する歴史資料として重要な公文書等（以下「歴史公文書等」という。）の保存及び利用に関し、基本理念を定め、歴史公文書等を保有するもの（以下「保有主体」という。）の責務を明らかにすること等により、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図り、もって開かれた県政の推進と本県の学術及び文化の発展に資する。

2 条例の概要

(1) 基本理念

歴史公文書等は、県民の知る権利を保障するものとして、また、地域の重要な歴史的事実などを後世に伝えていくものとして、現在及び将来の県民全体にとって価値の高い知的資源であることに鑑み、それぞれの保有主体が適切に保存し、及び利用に供することを原則としつつ、県、市町村及び県民等の相互の連携と協力により、将来の世代に引き継がなければならない。

(2) 保有主体の責務等

ア 県の責務

(ア) 県（県が設立した地方独立行政法人並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社を含む。）が保有する歴史公文書等を適切に保存し、利用に供するものとする。

(イ) 市町村及び県民等に対し、必要に応じ、歴史公文書等の保存及び利用に関する協力を行うものとする。

イ 市町村の役割

(ア) 市町村が保有する歴史公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずるものとする。

(イ) 必要に応じ、歴史公文書等に関する県の取組に協力するとともに、歴史公文書等を保有する県民等に対し、その保存及び利用に関する協力を行うよう努めるものとする。

ウ 県民等の役割

県及び市町村と協力しながら、その保有する歴史公文書等を適切に保存するよう努めるとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めるものとする。

(3) 鳥取県立公文書館

ア 特定歴史公文書等を保存し、県民の利用に供するとともに、歴史公文書等に関連する調査研究を行うため、鳥取県立公文書館（以下「公文書館」という。）を鳥取市に設置する。

イ 公文書館は、県、市町村及び県民等が相互に連携し、協力して行う歴史公文書等の保存及び利用に関する取組において中心的役割を果たすものとする。

ウ 公文書館の業務、開館時間、休館日、禁止行為その他その管理に関する事項を定める。

(4) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

(5) 鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例は、廃止する。

◇鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

特定非営利活動促進法の一部が改正され、特定非営利活動法人の事業報告書の備置期間が延長されたこと等に鑑み、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 控除対象特定非営利活動法人に係る役員報酬規程等の備置期間又は公開期間は、5年間（現行 3年間）とする。

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成29年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇職員勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正され、職員の育児及び介護の支援のための制度が拡充されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
 - ア 要介護者のある職員は、時間外勤務をしないことができることとする。
 - イ 介護休暇を3つの期間に分割して取得できることとする。
 - ウ 要介護者のある職員は、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする。
 - エ 介護時間により勤務しない時間については、給与を減額する。
- (2) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正
 - 条例で定める育児休業等に係る法律上の親子関係に準じる関係にある子は、養子縁組里親として児童を委託することができない職員に養育里親として委託されている児童とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成29年1月1日とする。

◇鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

小児慢性特定疾病にかかっている者、ひとり親世帯及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、特別医療費の助成の対象を拡大する。

2 条例の概要

- (1) 補助金の交付の対象となる小児慢性特定疾病にかかっている者、ひとり親世帯及び子どもに係る医療費に訪問看護に要する費用を加える。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成29年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内において大麻栽培の免許を受けた者が栽培地の監視を行えなくなり、免許を取り消すこととなった事件が発生したことに鑑み、県内において大麻草等の栽培をさせないようにするため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事は、大麻草の栽培の免許をしない等の措置をとることとする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

施設の老朽化に伴い、宇倍野第1団地及び宮岡団地を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

名称	位置
宇倍野第1団地	鳥取市国府町町屋
宮岡団地	八頭郡八頭町国中

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における医師の確保を図るため、医師養成確保奨学金の返還に係る債務免除の要件について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 知事が特に指定する病院（国立大学法人鳥取大学医学部附属病院）の全ての診療科（現行 知事が指定する診療科（小児科、産科、救急科及び精神科））の業務に従事する期間を、3年を上限として、医師養成確保奨学金の返還に係る債務の免除の要件である常勤医師としての業務に従事する期間として認めることとする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部が改正され、指定検査機関の指定権限が厚生労働大臣から知事に移譲されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 食鳥検査に係る手数料を徴収する者を厚生労働大臣が指定する者から知事が指定する者に改める。

(2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び鳥取県警察署協議会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県八橋警察署の名称変更に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県八橋警察署の名称を鳥取県琴浦大山警察署に、鳥取県八橋警察署協議会の名称を鳥取県琴浦大山警察署協議会に改める。

(2) 施行期日は、規則で定める日とする。

◇鳥取県警察手数料条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 道路交通法の一部が改正され、自動車の種類として準中型自動車が設けられたこと、及び高齢者に対する講習が見直されたことに伴い、これらの運転免許に関する事務について、新たに手数料を徴収する。

(2) 道路交通法施行令の一部が改正され、手数料の標準となる額が変更されたことに鑑み、運転免許に関する事務に係る手数料の額を見直す。

2 条例の概要

(1) 運転免許に関する事務について、次のとおり新たに手数料を徴収する。

ア 準中型自動車免許に関する事務

(ア) 運転免許試験、運転技能検査、技能検定員審査、教習指導員審査及び取得時講習（普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 大型自動車免許及び中型自動車免許に係るものと同額

- (イ) 再試験 4,650円又は2,000円
- (ウ) 取得時講習 ((ア)に掲げるものを除く。) 1時間につき3,400円
- (エ) 初心運転者講習 1時間につき2,150円
- イ 臨時高齢者講習 2,400円又は5,650円
- (2) 運転免許に関する事務に係る手数料について、次のとおりその額を改める。
 - ア 大型自動車免許及び中型自動車免許に関する事務に係る手数料
 - (ア) 運転免許試験 1,600円～7,050円 (現行 1,600円～7,400円)
 - (イ) 運転技能検査 4,050円又は6,700円 (現行 3,650円又は6,650円)
 - (ウ) 技能検定員審査 1件につき750円～23,100円 (現行 750円～23,450円)
 - (エ) 教習指導員審査 1件につき750円～14,600円 (現行 750円～14,950円)
 - (オ) 取得時講習 1時間につき4,100円 (現行 4,650円)
 - イ 高齢者講習に係る手数料
 - (ア) 70歳以上75歳未満の者に対するもの 2,000円又は4,650円 (現行 2,250円又は5,600円)
 - (イ) 75歳以上の者に対するもの 2,000円～7,550円 (現行 2,250円又は5,200円)
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成29年3月12日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

====公布された規則のあらまし====

◇鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 指定の申出書の提出があったときの公表は、インターネットを利用する方法 (現行 鳥取県公報による公告) により行うものとする。
- (2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県内における医師の確保を図るため、医師養成確保奨学金の返還に係る債務の免除の要件である常勤医師としての業務に従事する期間及び債務の履行を猶予する期間について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 知事が特に指定する病院 (国立大学法人鳥取大学医学部附属病院) の知事が指定する診療科 (小児科、産科、救急科及び精神科) 以外の診療科の業務に従事する期間を、1年を上限として、医師養成確保奨学金の返還に係る債務の免除の要件である常勤医師としての業務に従事する期間として認めることとする。
ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。
- (2) 医師養成確保奨学金の借受者が、知事が特に指定する病院 (国立大学法人鳥取大学医学部附属病院) の知事が指定する診療科 (小児科、産科、救急科及び精神科) 以外の診療科の業務に従事する期間を、3年を上限として、医師養成確保奨学金の返還に係る債務の履行を猶予する期間として認めることとする。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第54号

鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 保有主体の責務等（第5条―第8条）

第3章 鳥取県立公文書館（第9条―第14条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、歴史公文書等の保存及び利用に関し、基本理念を定め、歴史公文書等を保有するもの（以下「保有主体」という。）の責務を明らかにすること等により、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図り、もって開かれた県政の推進と本県の学術及び文化の発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書（図画、写真、スライド、マイクロフィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

2 この条例において「県民等」とは、県民及び県内に事務所を有する法人その他の団体（県及び市町村を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 歴史公文書等は、県民の知る権利の保障に資するものや地域の重要な歴史的事実を伝えるものなど、現在及び将来の県民全体にとって価値の高い知的資源であることに鑑み、それぞれの保有主体が適切に保存し、及び利用に供することを原則としつつ、県、市町村及び県民等の相互の連携と協力により、将来の世代に引き継がなければならない。

（他の条例等との関係）

第4条 歴史公文書等の管理については、他の条例又は法律若しくはこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 保有主体の責務等

（県の責務）

第5条 県は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県（県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社を含む。）が保有する歴史公文書等を適切に保存し、及び利用に供するものとする。

2 県は、市町村及び県民等に対し、必要に応じ、歴史公文書等の保存及び利用に関する協力を行うものとする。

（市町村の役割）

第6条 市町村は、基本理念にのっとり、その保有する歴史公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、必要に応じ、歴史公文書等に関する県の取組に協力するとともに、県民等に対し、歴史公文書等の保存及び利用に関する協力を行うよう努めるものとする。

（県民等の役割）

第7条 県民等は、基本理念にのっとり、県及び市町村と協力しながら、その保有する歴史公文書等を適切に保存するよう努めるとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めるものとする。

(災害時等における措置)

第8条 県は、災害が発生したときその他歴史公文書等の滅失又は破損のおそれがあると認められるときは、その保有主体その他の関係者との連携と協力により、必要に応じ、当該歴史公文書等の一時的な保管場所の確保その他の適切な措置を講ずるものとする。

第3章 鳥取県立公文書館

(設置等)

第9条 鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）第2条第4号に規定する特定歴史公文書等（以下「特定歴史公文書等」という。）を保存し、県民の利用に供するとともに、歴史公文書等に関連する調査研究を行うため、鳥取県立公文書館（以下「公文書館」という。）を鳥取市に設置する。

2 公文書館は、県、市町村及び県民等が相互に連携し、協力して行う歴史公文書等の保存及び利用に関する取組において中心的役割を果たすものとする。

(業務)

第10条 公文書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。
- (2) 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。
- (3) 歴史公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。
- (4) 県の施策その他県政に係る歴史的事実に関する調査研究及び情報の提供を行うこと。
- (5) 歴史公文書等の保有主体に対し、必要に応じ、その保存及び利用に関する専門的な情報の提供、技術的な助言その他の協力を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公文書館の設置の目的を達成するために必要な業務

(開館時間)

第11条 公文書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 公文書館の館長（以下単に「館長」という。）は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館時間を変更することができる。

3 館長は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第12条 公文書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、公文書館のうち県政資料の展示の用に供する区画については、第1号に掲げる日のうち、その日が月の末日（12月にあつては、同月28日）に当たらない日を除くものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

2 館長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第3項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合について準用する。

(行為の制限等)

第13条 公文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公文書館の施設又は設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 歴史公文書等を改ざんし、汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) 他の利用者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 喫煙又は飲食をすること。
- (5) 寄附の勧誘をし、又は署名活動を行うこと。
- (6) 物品の販売を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、館長が定める行為

2 館長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、公文書館への入館を拒み、又は公文書館からの退去を命ずることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、公文書館の管理に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取県条例第6号）は、廃止する。

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第55号

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（平成25年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定手続の申出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨及び当該申出書の提出があった年月日を公表するとともに、前項各号に掲げる書類を、当該申出書を受理した日から1月間、規則で定める場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(申出書の添付書類の備置き等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、<u>これらを、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間</u>、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して<u>5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間</u>、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>(役員報酬規程等の公開)</p> <p>第11条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項各号に掲げる書類又は第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類(<u>過去5年間に提出を受けたものに限る。</u>)について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧さ</p>	<p>(指定手続の申出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨及び当該申出書の提出があった年月日を<u>公告する</u>とともに、前項各号に掲げる書類を、当該申出書を受理した日から1月間、規則で定める場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(申出書の添付書類の備置き等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、<u>翌々事業年度の末日までの間</u>、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して<u>3年が経過する日の属する事業年度の末日までの間</u>、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>(役員報酬規程等の公開)</p> <p>第11条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項各号に掲げる書類又は第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類(<u>過去3年間に提出を受けたものに限る。</u>)について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧さ</p>

せ、又は謄写させなければならない。

せ、又は謄写させなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に開始する事業年度又は支給する助成金に係る書類については、この条例による改正後の鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第9条第2項及び第3項並びに第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第56号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。<u>第6項</u>において同じ。)をしないことを承認しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p><u>5 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p>(無給休暇)</p> <p>第17条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 介護時間 職員が、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</u></p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 介護休暇 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、<u>3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。<u>第5項</u>において同じ。)をしないことを承認しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p><u>5 略</u></p> <p>(無給休暇)</p> <p>第17条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 介護休暇 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに<u>連続する6月の期間内</u>において必要と認められる期間</p>

<p>間（以下「<u>指定期間</u>」という。）内において必要と認められる期間</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>介護時間 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間</u></p> <p>3 <u>介護休暇、子育て部分休暇及び介護時間</u>については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(2)・(3) 略</p> <p>3 <u>介護休暇及び子育て部分休暇</u>については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>
---	---

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。<u>第6項において同じ。</u>）をしないことを承認しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>市町村教育委員会は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</u></p> <p>6 略</p> <p>(無給休暇)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。<u>第5項において同じ。</u>）をしないことを承認しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(無給休暇)</p>

<p>第15条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 介護時間 職員が、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</u></p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 介護休暇 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、<u>3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間</u>（以下「<u>指定期間</u>」という。）内において必要と認められる期間</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>(4) 介護時間 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間</u>（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間</p> <p>3 <u>介護休暇、子育て部分休暇及び介護時間</u>については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>	<p>第15条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 介護休暇 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに<u>連続する6月の期間内</u>において必要と認められる期間</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 <u>介護休暇及び子育て部分休暇</u>については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>
---	---

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u></p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員に委託されている児童のうち、当該児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員が養子縁組によって養親となることができない者とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の2 略</p>

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第57号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																			
<p>(一部負担金)</p> <p>第4条 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）ごとに、それぞれ1月につき同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4項及び第5項の規定により算定された額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に100分の10を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とする。</p> <p>2 前項の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、それぞれ1月につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を上限とする。</p> <table border="1" data-bbox="217 1458 791 1912"> <thead> <tr> <th>医療</th> <th colspan="2">一部負担金上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>を受ける者の区分</td> <td>健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合</td> <td>健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付（以下「訪問看護療養給付」という。）の場合</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>		医療	一部負担金上限額		を受ける者の区分	健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付（以下「訪問看護療養給付」という。）の場合	略			<p>(一部負担金)</p> <p>第4条 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4項及び第5項の規定により算定された額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に100分の10を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とする。</p> <p>2 前項の一部負担金の額は、保険医療機関又は健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を上限とする。</p> <table border="1" data-bbox="823 1458 1398 1912"> <thead> <tr> <th>医療</th> <th colspan="2">一部負担金上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>を受ける者の区分</td> <td>健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合</td> <td>健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付の場合</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>		医療	一部負担金上限額		を受ける者の区分	健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付の場合	略		
医療	一部負担金上限額																				
を受ける者の区分	健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付（以下「訪問看護療養給付」という。）の場合																			
略																					
医療	一部負担金上限額																				
を受ける者の区分	健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付の場合																			
略																					
<p>3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43</p>		<p>3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項第1号ホ</p>																			

<p>条第1項第1号ホ又は第2号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第5項に規定する者を除く。）が同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付又は訪問看護療養給付にあっては、同一の月に同一の保険医療機関又は訪問看護事業所において外来給付又は訪問看護療養給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付又は訪問看護療養給付を除き1日につき530円とする。</p> <p>4 前項の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、外来給付にあっては健康保険法第76条第2項又は第3項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。）を、<u>訪問看護療養給付にあっては健康保険法第88条第4項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。）を、健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る社会保険各法の規定による認定を受けている者が受けた入院給付にあっては1月につき1万円（同令第42条第9項第2号に該当する者にあつては、2万円）を上限とする。</u></p> <p>5・6 略</p>	<p>又は第2号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第5項に規定する者を除く。）が同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付にあっては、同一の月に同一の保険医療機関において外来給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付を除き1日につき530円とする。</p> <p>4 前項の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、外来給付にあっては健康保険法第76条第2項又は第3項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。）を、健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る社会保険各法の規定による認定を受けている者が受けた入院給付にあっては1月につき1万円（同令第42条第9項第2号に該当する者にあつては、2万円）を上限とする。</p> <p>5・6 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第58号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物（以下「麻薬原料植物」という。）及び同条第6号に規定する向精神薬</p> <p>(4) あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号に規定するけし（以下「けし」という。）、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしから</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。</p> <p>2. <u>知事は、次に掲げる措置をとるものとする。</u></p> <p>(1) <u>大麻取締法第1条に規定する大麻草の栽培の免許はしない。</u></p> <p>(2) <u>麻薬原料植物の栽培を行おうとする者に対しては、麻薬及び向精神薬取締法第2条第20号に規定する麻薬研究者の免許はしない。</u></p> <p>(3) <u>厚生労働大臣に対するけしの栽培の許可の申請については、許可すべきではない旨の意見を付す。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬</p> <p>(4) あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしから</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第59号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
名称	位置	名称	位置
略		略	
行徳団地	鳥取市行徳三丁目	行徳団地	鳥取市行徳三丁目
略		<u>宇倍野第1団地</u>	鳥取市国府町町屋
略		略	
土師百井団地	八頭郡八頭町土師百井	土師百井団地	八頭郡八頭町土師百井
略		<u>宮岡団地</u>	八頭郡八頭町国中
略		略	
別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
名称	管理を行わせる者	名称	管理を行わせる者
倉田団地 高草団地 西品治 団地 湖南団地 美穂第1団 地 美穂第2団地 円通寺団 地 国安南団地 宇倍野第2 団地 西郷団地 ほきもと団 地 宝木団地	鳥取市	倉田団地 高草団地 西品治 団地 湖南団地 美穂第1団 地 美穂第2団地 円通寺団 地 国安南団地 <u>宇倍野第1</u> <u>団地</u> 宇倍野第2団地 西郷 団地 ほきもと団地 宝木団 地	鳥取市
土師百井団地 船岡団地 隼 団地 中南団地	八頭町	土師百井団地 <u>宮岡団地</u> 船 岡団地 隼団地 中南団地	八頭町
略		略	

附 則

この条例は、公布日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第60号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除 の条 件	免除 の範 囲	貸付金の種類	免除 の条 件	免除 の範 囲
略			略		
医師 養成 確保 奨学 金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	略	医師 養成 確保 奨学 金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院（ <u>知事が特に指定する病院</u> <u>については、知事が指定する診療科（以下「特定診療科」という。）に限る。</u> ）又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	略
略			略		
臨床 研修 医研 修資 金貸 付金	県内における <u>知事が指定する診療科（以下「特定診療科」という。）</u> の医師の確保を図るため、県内で臨床研修を受ける医師で、当該臨床研修修了後指定病院等の特定診療科において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	略	臨床 研修 医研 修資 金貸 付金	県内における <u>特定診療科</u> の医師の確保を図るため、県内で臨床研修を受ける医師で、当該臨床研修修了後指定病院等の特定診療科において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	略
略			略		
備考			備考		
1 略			1 略		
2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1			2 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1		

<p>号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>3 略</p> <p>4 医師養成確保奨学金の項の免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、県内の病院が管理を行う臨床研修を受けた期間があるときはその期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。）を加えるものとする。</p>	<p>号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 知事が特に指定する病院の特定診療科以外の診療科において常勤医師としての業務に従事する者にあつては、前2号に規定する期間に当該業務に従事する期間（3年を上限とする。）を加えた期間</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>3 略</p> <p>4 医師養成確保奨学金の項の免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院の特定診療科において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、県内の病院が管理を行う臨床研修を受けた期間があるときはその期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。）を加えるものとする。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第61号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(5の2) 略</p> <p>(6) 食鳥検査法第21条第1項の規定により<u>知事</u>の指定する者に食鳥検査に関する事務を行わせる場合における前項第109号の手数料 食鳥検査に関する事務を行う者</p> <p>(7)～(17) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(5の2) 略</p> <p>(6) 食鳥検査法第21条第1項の規定により<u>厚生労働大臣</u>の指定する者に食鳥検査に関する事務を行わせる場合における前項第109号の手数料 食鳥検査に関する事務を行う者</p> <p>(7)～(17) 略</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び鳥取県警察署協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第62号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び鳥取県警察署協議会条例の一部を改正する条例

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第1条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年鳥取県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表</p> <p style="text-align: center;">警察署の名称、位置及び管轄区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>鳥取県琴浦大山警察署</u></td> <td>東伯郡琴浦町</td> <td>東伯郡のうち琴浦町及び西伯郡のうち大山町</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表における旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の名称及びその区域は、平成16年10月31日におけるものを示す。</p>	名称	位置	管轄区域	略			<u>鳥取県琴浦大山警察署</u>	東伯郡琴浦町	東伯郡のうち琴浦町及び西伯郡のうち大山町	略			<p>別表</p> <p style="text-align: center;">警察署の名称、位置及び管轄区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>鳥取県八橋警察署</u></td> <td>東伯郡琴浦町</td> <td>東伯郡のうち琴浦町及び西伯郡のうち大山町</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表における旧岩美郡福部村、旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の名称及びその区域は、平成16年10月31日におけるものを、旧西伯郡中山町の名称及びその区域は、平成17年3月27日におけるものをそれぞれ示す。</p>	名称	位置	管轄区域	略			<u>鳥取県八橋警察署</u>	東伯郡琴浦町	東伯郡のうち琴浦町及び西伯郡のうち大山町	略		
名称	位置	管轄区域																							
略																									
<u>鳥取県琴浦大山警察署</u>	東伯郡琴浦町	東伯郡のうち琴浦町及び西伯郡のうち大山町																							
略																									
名称	位置	管轄区域																							
略																									
<u>鳥取県八橋警察署</u>	東伯郡琴浦町	東伯郡のうち琴浦町及び西伯郡のうち大山町																							
略																									

(鳥取県警察署協議会条例の一部改正)

第2条 鳥取県警察署協議会条例(平成13年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(設置)</p> <p>第2条 警察法第53条の2第1項の規定に基づき、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関として、次の表の左欄に掲げる警察署に、同表の右欄に掲げる警察署協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>鳥取県琴浦大山警察署</u></td> <td><u>鳥取県琴浦大山警察署協議会</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	略		<u>鳥取県琴浦大山警察署</u>	<u>鳥取県琴浦大山警察署協議会</u>	略		<p>(設置)</p> <p>第2条 警察法第53条の2第1項の規定に基づき、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関として、次の表の左欄に掲げる警察署に、同表の右欄に掲げる警察署協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>鳥取県八橋警察署</u></td> <td><u>鳥取県八橋警察署協議会</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	略		<u>鳥取県八橋警察署</u>	<u>鳥取県八橋警察署協議会</u>	略	
略													
<u>鳥取県琴浦大山警察署</u>	<u>鳥取県琴浦大山警察署協議会</u>												
略													
略													
<u>鳥取県八橋警察署</u>	<u>鳥取県八橋警察署協議会</u>												
略													

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第63号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	
区分	金額	区分	金額
<p>1 大型自動車免許、<u>中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</p> <p>イ 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>略</p> <p>1件につき7,050円</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>1 大型自動車免許又は<u>中型自動車免許に係る試験</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</p> <p>イ 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>略</p> <p>1件につき7,400円</p> <p>略</p> <p>略</p>
<p>(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査 次の掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許</u>を受けている者に対するもの</p>		<p>(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査 次の掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許</u>を受けている者に対するもの</p>	

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して
受けるとき 1件につき6,700円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき4,050円

イ 略

(35)～(38) 略

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定
に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ
に定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型
自動車免許に係るもの 1件につき23,100円

(次の表の左欄に掲げる者である場合にあって
は、その額から、同表の右欄に定める額を減じ
た額)

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に 掲げる審査細目のい ずれをも免除される者	<u>13,150円</u>
4～8 略	略

イ～エ 略

(40) 略

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定
に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ
に定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型
自動車免許に係るもの 1件につき14,600円

(次の表の左欄に掲げる者である場合にあって
は、その額から、同表の右欄に定める額を減じ
た額)

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に 掲げる審査細目のい ずれをも免除される者	<u>7,850円</u>
4～8 略	略

イ～エ 略

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づ
く再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 <u>準中型自動車免許に 係る再試験</u> (1) <u>道路交通法第 100条の2第2項に 規定する準中型自動</u>	1件につき <u>4,650円</u>

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して
受けるとき 1件につき6,650円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき3,650円

イ 略

(35)～(38) 略

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定
に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ
に定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るも
の 1件につき23,450円 (次の表の左欄に掲げ
る者である場合にあっては、その額から、同表
の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に 掲げる審査細目のい ずれをも免除される者	<u>13,500円</u>
4～8 略	略

イ～エ 略

(40) 略

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定
に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ
に定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るも
の 1件につき14,950円 (次の表の左欄に掲げ
る者である場合にあっては、その額から、同表
の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に 掲げる審査細目のい ずれをも免除される者	<u>8,200円</u>
4～8 略	略

イ～エ 略

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づ
く再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額

<u>車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けと</u> <u>き。</u>	
(2) (1)以外のと <u>き。</u>	1件につき2,000円
2 略	略
3 略	略
4 略	略

1 略	略
2 略	略
3 略	略

(43)～(44) 略

(43)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1～3 略	略
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 (1) <u>大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの(準中型自動車免許に係るものにあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)</u>	1時間につき4,100円
(2) <u>準中型自動車免許に係るもの(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)</u>	1時間につき3,400円
(3) 略	略
5～9 略	略
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習 (1) <u>準中型自動車免許に係るもの</u>	1時間につき2,150円
(2) 略	略
(3) 略	略
(4) 略	略
(5) 略	略

区分	金額
1～3 略	略
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 (1) <u>大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの</u>	1時間につき4,650円
(2) 略	略
5～9 略	略
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習 (1) 略	略
(2) 略	略
(3) 略	略
(4) 略	略

11 略	略	11 略	略
12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条の2第1項第3号イ、 <u>第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。</u> ）		12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条の2第1項第3号イ又 <u>は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。</u> ）	
(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき <u>4,650円</u>	(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき <u>5,600円</u>
(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき <u>2,000円</u>	(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき <u>2,250円</u>
13 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）		13 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	
(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの		(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	<u>1件につき5,200円</u>
ア <u>個人指導を含むもの</u>	1件につき <u>7,550円</u>		
イ <u>ア以外のもの</u>	1件につき <u>4,650円</u>		
(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの		(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	<u>1件につき2,250円</u>
ア <u>個人指導を含むもの</u>	1件につき <u>4,300円</u>		
イ <u>ア以外のもの</u>	1件につき <u>2,000円</u>		
14 <u>道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結</u>			

<p>果に基づいて行うものに限る。)</p> <p>(1) <u>小型特殊自動車</u> 1件につき5,650円</p> <p><u>免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの</u></p> <p>(2) <u>小型特殊自動車</u> 1件につき2,400円</p> <p><u>免許のみを受けている者に対するもの</u></p> <p>15 略 略</p> <p>16 略 略</p> <p>17 略 略</p> <p>(46)～(70) 略</p> <p>2 略</p>	<p>14 略 略</p> <p>15 略 略</p> <p>16 略 略</p> <p>(46)～(70) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年3月12日から施行する。

(限定準中型自動車免許に係る経過措置)

2 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第2条第2号の規定により運転することができる準中型自動車が改正法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「旧法」という。）第3条の普通自動車に相当するものに限定されている準中型自動車免許とみなされる旧法第84条第3項の普通自動車免許に係る道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験及び同法第108条の2第1項第10号に掲げる講習に係る手数料については、改正後の鳥取県警察手数料条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第42号及び第45号の表の10の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(高齢者講習に係る経過措置)

3 免許証の有効期間が満了する日（道路交通法第101条の2第1項の規定による免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては当該申請をする日）における年齢が70歳以上の者であつて、当該日が平成29年9月12日前であるものに対する同法第101条の4第1項の規定により行われる同法第108条の2第1項第12号に掲げる講習に係る手数料については、新条例第2条第1項第45号の表の12の項及び13の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

規 則

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第59号

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公表、縦覧等)</p> <p>第4条 条例第3条第3項の規定による<u>公表</u>は、<u>インターネット</u>を利用する方法により行うものとする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(公告、縦覧等)</p> <p>第4条 条例第3条第3項の規定による<u>公告</u>は、<u>鳥取県公報</u>により行うものとする。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第60号

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年鳥取県規則第119号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還の免除)</p> <p>第11条 奨学金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）の定めるところによる。</p> <p><u>2 条例本則の表備考4に規定する知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間については、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める期間とする。</u></p> <p><u>ア 知事が指定する診療科の業務に従事した場合 当該業務に常勤医師（条例本則の表医師養成確保奨学金の項に規定する常勤医師をいう。以下同じ。）として従事した期間（その期間が3年を超えるときは、3年）</u></p> <p><u>イ 知事が指定する診療科以外の業務に従事した場合 当該業務に常勤医師として従事した期間（その期間が1年を超えるときは、1年。ただし、知事が特に認める場合は、3年を上限として知事が認める期間）</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第12条 知事は、奨学生が臨床研修を修了した日の翌日から起算して3年を経過する日（その翌日までに次の各号のいずれかに該当した場合にあっては、当該各号に定める期間が経過する日）までの間、奨学金の返還の債務の履行を猶予するものとする。</p> <p>(1) 県内の病院等において常勤医師としての業務に従事した場合 当該業務に従事した期間を3年に加えた期間（<u>知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事した場合には、当該期間（3年を上限とする。）を条例本則の表備考2の(1)又は(2)に規定する期間に加えた期間とする。</u>）</p>	<p>(返還の免除)</p> <p>第11条 奨学金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）の定めるところによる。</p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第12条 知事は、奨学生が臨床研修を修了した日の翌日から起算して3年を経過する日（その翌日までに次の各号のいずれかに該当した場合にあっては、当該各号に定める期間が経過する日）までの間、奨学金の返還の債務の履行を猶予するものとする。</p> <p>(1) 県内の病院等において常勤医師（<u>当該病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。</u>）としての業務に従事した場合 当該業務に従事した期間（<u>知事が特に指定する病院の知事が指定する診療科の業務に従事する期間については、3年を上限とする。</u>）を3年に加えた期間</p>

(2) 略 2～5 略	(2) 略 2～5 略
----------------	----------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第754号

平成17年鳥取県告示第920号（鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院）の一部を次のように改正する。

平成28年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年鳥取県規則第119号。以下「規則」という。）第1条に規定する知事が指定する病院及び第12条第1項第1号に規定する知事が特に指定する病院並びに貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）本則の表備考2の(3)の規定によるやむを得ない理由（災害及び疾病を除く。）により知事が必要と認める者及び当該者に係る猶予期間を次のとおり定める。</p> <p>1 規則第1条に規定する病院等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>又は独立行政法人国立病院機構が設立する病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院</u></td> <td>米子市皆生新田一丁目8-1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 大学の医学部附属病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(4) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（(1)及び(2)に掲げるもの並びに鳥取大学医学部附属病院を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(5) 県が精神科救急医療施設として指定する病院（(1)、(2)及び(4)に掲げるもの並びに鳥取大学医学部附属病院を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(6) 回復期リハビリテーション病棟入院料が健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付の対象となる病院（(1)から</p>	名称	所在地	略		<u>独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院</u>	米子市皆生新田一丁目8-1	略		略	略	略	<p>鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年鳥取県規則第119号）第1条に規定する知事が指定する病院を次のとおり定める。</p> <p>1 略</p> <p>2 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>又は独立行政法人国立病院機構が設立する病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院</u></td> <td>米子市皆生新田一丁目8-1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 大学の医学部附属病院（<u>小児科、産科、救急科及び精神科に限る。</u>）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>4 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1及び2に掲げるもの並びに鳥取大学医学部附属病院を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>5 県が精神科救急医療施設として指定する病院（1、2及び4に掲げるもの並びに鳥取大学医学部附属病院を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>6 回復期リハビリテーション病棟入院料が健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付の対象となる病院（1から5までに掲げ</p>	名称	所在地	略		<u>独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院</u>	米子市皆生新田一丁目8-1	略		略	略	略
名称	所在地																						
略																							
<u>独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院</u>	米子市皆生新田一丁目8-1																						
略																							
略																							
略																							
略																							
名称	所在地																						
略																							
<u>独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院</u>	米子市皆生新田一丁目8-1																						
略																							
略																							
略																							
略																							

<p>(5)までに掲げるものを除く。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 規則第11条第2項に規定する病院及び診療科</p> <p>(1) 規則第11条第2項アに該当するもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取大学医学部附属病院 (小児科、産科、救急科及び精神科並びに知事が特に認める診療科(知事が特に認める医師に限る。))</td> <td>米子市西町36-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 規則第11条第2項イに該当するもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取大学医学部附属病院 (アに掲げる診療科以外の診療科)</td> <td>米子市西町36-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 規則第12条第1項第1号に規定する病院</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取大学医学部附属病院</td> <td>米子市西町36-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 条例本則の表備考2(3)の規定によるやむを得ない理由(災害及び疾病を除く。)により知事が必要と認める者は、当分の間、3に掲げる病院において常勤医師としての業務に従事する者とし、当該者について定める猶予期間は、同表備考2の(1)又は(2)に規定する期間に当該業務に従事する期間(3年を上限とする。)を加えた期間とする。</p>	略	名称	所在地	鳥取大学医学部附属病院 (小児科、産科、救急科及び精神科並びに知事が特に認める診療科(知事が特に認める医師に限る。))	米子市西町36-1	名称	所在地	鳥取大学医学部附属病院 (アに掲げる診療科以外の診療科)	米子市西町36-1	名称	所在地	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	<p>るものを除く。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略
略															
名称	所在地														
鳥取大学医学部附属病院 (小児科、産科、救急科及び精神科並びに知事が特に認める診療科(知事が特に認める医師に限る。))	米子市西町36-1														
名称	所在地														
鳥取大学医学部附属病院 (アに掲げる診療科以外の診療科)	米子市西町36-1														
名称	所在地														
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1														
略															

附 則

この告示は、平成28年12月22日から施行する。

鳥取県告示第755号

平成22年鳥取県告示第42号(鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則による病院の指定)の一部を次のように改正する。

平成28年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>1 略</p> <p>2 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>又は独立行政法人国立病院機構が設立する病院</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>独立行政法人労働者健康安全</u></td> <td>米子市皆生新田一丁</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	略		<u>独立行政法人労働者健康安全</u>	米子市皆生新田一丁	<p>1 略</p> <p>2 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>又は独立行政法人国立病院機構が設立する病院</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>独立行政法人労働者健康福</u></td> <td>米子市皆生新田一丁</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	略		<u>独立行政法人労働者健康福</u>	米子市皆生新田一丁
名称	所在地												
略													
<u>独立行政法人労働者健康安全</u>	米子市皆生新田一丁												
名称	所在地												
略													
<u>独立行政法人労働者健康福</u>	米子市皆生新田一丁												

全機構山陰労災病院	目 8 - 1	社機構山陰労災病院	目 8 - 1
略		略	
3 ~ 6 略		3 ~ 6 略	

附 則

この告示は、平成28年12月22日から施行する。

鳥取県告示第756号

平成25年鳥取県告示第297号（鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則による指定病院等及び特定診療科の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
1 略 2 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、 <u>独立行政法人労働者健康安全機構</u> 又は独立行政法人国立病院機構が設立する病院 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定病院等</th> <th rowspan="2">特定診療科</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td><u>独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院</u></td> <td>米子市皆生新田一丁目 8 - 1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> 3 ~ 5 略	指定病院等		特定診療科	名称	所在地	略			<u>独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院</u>	米子市皆生新田一丁目 8 - 1	〃	略			1 略 2 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、 <u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u> 又は独立行政法人国立病院機構が設立する病院 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定病院等</th> <th rowspan="2">特定診療科</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td><u>独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院</u></td> <td>米子市皆生新田一丁目 8 - 1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> 3 ~ 5 略	指定病院等		特定診療科	名称	所在地	略			<u>独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院</u>	米子市皆生新田一丁目 8 - 1	〃	略		
指定病院等		特定診療科																											
名称	所在地																												
略																													
<u>独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院</u>	米子市皆生新田一丁目 8 - 1	〃																											
略																													
指定病院等		特定診療科																											
名称	所在地																												
略																													
<u>独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院</u>	米子市皆生新田一丁目 8 - 1	〃																											
略																													

附 則

この告示は、平成28年12月22日から施行する。